

峰崎直樹君 私は、民友連を代表し、ただいま提案のありました平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案について、総理及び関係大臣に質問いたします。

昨年十一月以降、私の地元である北海道では、拓銀が破綻をしたことにより企業の倒産が頻発しています。中小零細企業は銀行の貸し渋りに苦しみ、経営難を苦にして何人もの経営者がみずから命を絶っています。一方で、金融システムの安定という大義名分のもとに、銀行には莫大な公的資金がつぎ込まれていますが、経営者の責任追及はあいまいなままです。もちろん、銀行の監督官庁であった大蔵省や政府の責任もいまだに問われていません。まさに、厚顔無恥なやからが跳梁ばっこする陰で、多くの善良な市民が泣いているのです。

今日の深刻な経済不況は、橋本内閣が、バブル経済崩壊により発生した不良債権問題の根本的な解決を先送りにしてきただけでなく、特に消費税率を引き上げた昨年春以降のマクロ経済運営を誤った結果であることは、もはや内外周知の動かしがたい事実であります。すなわち、橋本内閣は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の増大による一時的な景気上昇を本格的な景気回復と見誤り、昨年春以降、冷え込む消費需要に対して何ら手を打たないばかりか、医療費の負担増によって景気悪化に追い打ちをかけるという暴挙に出たのであります。

しかも、財政構造改革法が成立するや、この平成十年度予算案で今度は景気対策を先送りし、無謀な緊縮財政路線を推し進めようとしています。タイミングを逸した小出しの景気対策も、一貫性がなく、場当たりの実効性のないものばかりです。財政構造改革法の硬直的な規定を改正するなど適切な措置をとって、恒久的な所得減税をすべきとの民友連の提案や、内外世論にも耳をかすことなく、みずからの政治責任を回避するため、何とかしてごまかそうとしています。

橋本総理にお尋ねします。今日の深刻な経済不況を招いた重い責任を、あなたはどう認識しておられますか。

平成十年度予算案は、その審議が行われているさなかに早くも補正予算が取りざたされるという、非常に異例な予算案であります。補正予算を組むために本予算を早く通そうというのは、何とも国民をばかにした話です。補正が必要ならば、本予算を組み替えるべきであり、それをしないのは、橋本総理が責任をとりたくない一心からではないでしょうか。この件は、長い国会の歴史の中でも汚点として残るのは間違いありません。橋本総理は、平成十年度予算案は間違った景気認識の上に編成された、デフレ促進という欠陥がある予算であることを認めるべきです。その上で、景気回復のためにどうしても早期に成立させたいのなら、そのように明言すべきです。

橋本総理、平成十年度予算案は欠陥予算なのですね、明確にお答えください。欠陥予算を無理やり通そうとすることについて、全く責任は感じておられないのですか。

自民党幹部から聞こえてくる補正予算の内容は、公共事業が中心になるようです。確かに、かつては公共事業は景気対策としては有効な手法でありました。しかし、今日においては、公共事業はもはや景気対策の決め手にならないことは、ここ数年の景気対策の結果としてのこの深刻な不況を見ればだれにもわかることです。アメリカからも同じことが声高に聞こえてきているではありませんか。

しかし、自民党の山崎政調会長は、公共工事は減税の二倍以上の効果があると発言しています。公共工事を欲しがっているのは一部の土建業者とその周辺のみであり、自民党が公共工事をちらつかせているのは、明らかに選挙目当てとしか思えません。公共工事は選挙対策として二倍の効果があるというのが山崎発言の真意であろうと思いますが、自民党総裁である橋本総理、そのとおりですね。

この不況を乗り切るために、何といたっても減税が必要です。しかも、一年限りの二兆円の特別減税などではなく、税率引き下げを伴う恒久的な大型減税が必要です。景気が悪いのは、国民がこの国の将来に不安を抱いているからです。そしてその不安は、このままでは一体どこまでさまざまな国民の負担が膨れ上がっていくかわからないことから生まれているのです。橋本総理にお尋ねいたします。国民の不安感を取り除くため、税率引き下げを伴う恒久的な大型減税をすべきではないですか。

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案においては、七兆一千三百億円の範囲内で特例公債を発行できることとしております。これは決して今日の危機的な経済不況を切り抜けるために発行するためのものではありません。これまでの橋本政権の経済運営の失敗や不十分な行政改革による歳出削減の不徹底さが、このような巨額の将来世代へのツケ回しを強いているのです。

また、厚生保険特別会計年金勘定に対する七千億円のいわゆる隠れ借金については、同勘定に対する隠れ借金が累積四兆五千億円に上るにもかかわらず、その返済方法や期限を明確にしておりませんが、安易な将来世代へのツケ回しは断ち切るべきであると考えますが、総理、いかがでしょうか。

巨額の財政赤字に苦しめられている今日の財政状況では、大型恒久減税を実施しようとするれば、一定の財源対策は必要です。問題は、建設国債は公共工事のために発行するから善であるとして、特例公債と建設国債を区別する考え方であり、この区分をなくし、より景気浮揚効果のある減税その他の施策を柔軟に行えるようにすることが必要であると考えます。財政法や財政構造改革法の硬直性について、柔軟な財政運営ができるように改正すべきではないですか。総理にお伺いいたします。

次に、法人税法等の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

近年の経済社会の変化や国際化の進展にかんがみ、企業活力の発揮に資する等の観点から法人税法等の改正を行うという本法案の趣旨について、その方向性は当然であります。

法人税法の一部改正について、政府案では法人税率を三七・五%から三四・五%へと引き下げることとしており、これにより地方税を含めた実効税率は四九・九八%から四六・三六%へと下がることとなります。しかし、欧米諸国の実効税率は四〇%前後であり、それらに比較すると依然高いと言わざるを得ません。したがって、ここは思い切って法人税率を三〇%程度まで引き下げて経済活動の活性化を促し、もって現下の経済不況を乗り切るべきと考えますが、総理、いかがでしょうか。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

当面の金融経済情勢を踏まえつつ、経済社会の構造的な変化及び諸改革に対応するため、金融関係税制、土地住宅税制等について適切な措置を講ずるのは当然であります。

我が国の金融市場が健全かつ国際的に発展するためにも、より適切な税制へと変えていくことが何よりも重要と考えますが、残念ながら政府案ではいまだ不十分あるいは不適切と言わざるを得ない点もあります。

第一に、有価証券取引税及び先物取引等に対する取引所税を五〇%引き下げることとしておりますが、この四月に改正外為法が施行されることを考えれば、それと歩調を合わせてこれらの税制を即刻廃止し、証券市場の使い勝手をより高めるようにすべきと考えます。さもなければ、今後さらに拡大が見込まれるデリバティブ等の新しい金融商品の発展が阻害され、一千二百兆円と言われる我が国個人金融資産の海外への流出が加速するおそれがあります。

第二に、自動車関係諸税の特例措置を五年延長することとしておりますが、国の道路特定財源は消化し切れずに余っており、めり張りのきいた柔軟な財政運営をするためにも公共工事の重要性や効果についてよく吟味し、自動車ユーザー等納税者の視点に立って思い切った見直しを行うことが必要であると考えます。

第三に、租税特別措置の整理合理化について、新設五件に対して廃止がわずか一件にとどまるのはいかにも不十分であり、さらに思い切った法人課税ベースの見直しをすべきであると考えます。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正については、被災者の負担を和らげる観点から引き続き重要なものであり、被災者の立場に立った運用を要望するものであります。

沖縄の経済振興に係る税制上の措置については、沖縄県の経済振興を図る観点から当然必要なものと考えます。

以上について、大蔵大臣の御所見をお聞かせください。

最後に、橋本総理にお尋ねいたします。

私は、税は民主主義の基本であり、公平、中立、簡素という考え方のもと、既得権益にとらわれず、最も理想的な税制の姿を思い描き、それをいつまでに実現するのか、きちんと国民に約束することが重要であると考えております。それが真の意味で財政構造の改革にもつながり、この国の将来を明るくするものであると私は確信しております。

橋本総理のいわゆる六大改革の重要課題になぜ税制改革を加えなかったのかをお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

国務大臣(橋本龍太郎君) 峰崎議員にお答えを申し上げます。

まず、今日の経済不況を招いた責任についてのお尋ねがございました。

今日の経済情勢につきましては、バブルの後遺症といった経済社会の構造問題に加えまして、アジアの通貨・金融不安、我が国の金融機関の破綻による金融システムへの信頼低下などの影響もあります中において、家計や企業の景況感の厳しさが個人消費あるいは設備投資に厳しい影響を及ぼしていると考えております。

政府としては、こうした現下の情勢に対応するために、既に実施しております緊急経済対策、特別減税、九年度補正予算に加え、金融システム安定化対策の迅速かつ確かな執行に努めることとしておりまして、こうした措置が我が国経済の回復に役立つと考えております。

次に、十年度予算はデフレ予算であり、欠陥があるという御指摘をいただきました。

内外の厳しい経済金融情勢に配慮するという観点から、歳入面につきましては、平成十年度税制改正におきまして、所得税、住民税の特別減税を実施するとともに、法人課税、金融関係税制、土地住宅税制等におきまして、国、地方合わせて八千四百億円程度の減税を行いますとともに、金融システム安定化対策の一環としての二十兆円の政府保証限度額の設定に加え、歳出面におきましても、将来の経済発展に向けての基盤整備のために、科学技術振興費に関して対前年度四・九%の増額を図ってまいりました。

こうした配慮をいたしており、デフレ予算であり、欠陥予算であるという御指摘は同調できないものがございます。

次に、公共投資と減税の効果などについてのお尋ねがございました。

経済に対する短期の需要拡大効果につきましては、一般に公共投資の方が減税よりも大きいと考えられております。ただし、その効果の大きさはその時々々の経済情勢によって異なるものと考えられており、いずれにいたしましても、政府の経済政策の立案に当たりましては、内外の経済社会情勢などを考慮し、政策目的に照らして適切な政策手段を考えていくべきものと考えております。

また、大型の制度減税についての御意見をいただきました。

この実施は、後世代への負担の先送りである特例公債の大量発行を伴うという問題があります。また、我が国の租税負担率が欧州諸国に比べてかなり低い水準にあります中で、税負担のあり方としても慎重な検討を要すると考えております。

次に、厚生保険特別会計の厚生年金国庫負担繰り入れ特例についてのお尋ねがございました。

今回及び過去の繰り延べ措置に関する返済の時期、方法等返済の具体的内容につきまし

ては、今後の国の財政状況等を勘案する必要がありまして、現時点で明らかにすることは困難でありますけれども、政府としては、運用収入相当額も含めた繰り延べ分を、国の財政状況を勘案しながら、できるだけ速やかに繰り入れたいと考えております。

次に、建設国債と特例公債の区分について御意見をいただきました。

財政法は、健全財政主義の原則のもとに、世代間の負担の公平の観点から、合理的と考えられる範囲におきまして、例外的に建設公債の発行を認めております。財政の現状は、特例公債の発行を余儀なくされるそうした状況にありますけれども、だからといって、こうした財政法の原則を捨ててしまっているか。やはり財政運営の健全性の観点から意味があるのではないかと考えております。

また、財法についても御意見をいただきましたが、財政の現状を踏まえるとき、財政構造改革を進める必要性は何ら変わるものではないと思います。

次に、法人税についてのお尋ねがございました。

今般、法人税につき、課税ベースを適正化しながら、法人税の基本税率を三四・五％に引き下げることとしており、こうした改革が新規産業の創出や企業活力の発揮など、経済構造改革の推進に資するものと願っております。

最後に、六大改革と税制について、なぜこれを加えなかったかというお尋ねがありました。

議員よく御承知のように、税制につきましては、ここ十年間他の制度改革に先行し、時代の要請に応じた抜本的な改革が行われてきております。今後とも、公平、中立、簡素という租税の基本的な考え方に基づいて、経済社会の構造変化に対応し、より望ましい姿を考えていく必要があると思います。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣松永光君登壇、拍手〕

国務大臣(松永光君) お答えいたします。

有価証券取引税及び取引所税についてのお尋ねですが、これらの税については、その税率を本年四月から半減し、さらに平成十一年末までに金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直しをし、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止することとしておるところであります。

自動車関係諸税の特例措置の延長についてのお尋ねでありました。

今般、歳出面から十分に吟味の上、新たな道路整備五カ年計画を取りまとめているところであります。期限の到来する自動車関係諸税の特例措置につきましては、この道路整備五カ年計画の策定状況や極めて厳しい財政事情等を勘案すれば、これら諸税の現行税率の水準を維持する必要があると考え、五年延長することとしたものであります。

租税特別措置についてのお尋ねですが、平成十年度の税制改正におきましても、現下の重要な政策課題に対応する一方、既存の諸措置については、その政策目的、効果等を十分

吟味しつつ、さらには法人税の課税ベースの見直しの観点をも踏まえ、整理合理化に努めたところであります。

今後とも、租税特別措置については、ただいま申し上げました観点を踏まえながら、その整理合理化を徹底していくことが重要であると考えております。

阪神・淡路大震災の被災者に対する税制上の措置についてのお尋ねでございますが、平成十年度税制改正においても、被災者向け優良賃貸住宅の割り増し償却制度の適用期限を延長するとともに、被災者のマンション建てかえを支援するために、被災者等が取得する一定の共同住宅等の敷地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置の創設を図るなど、被災者の支援に努めているところであります。

沖縄の経済振興に係る税制上の措置についてのお尋ねでございますが、平成十年度の税制改正におきまして、沖縄の経済振興を図る観点から、特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除制度などの措置を講じることとしております。

以上でございます。(拍手)